

○宮崎大学多言語多文化教育研究センター規則

〔平成 25 年 6 月 27 日〕
制 定

改正 平成27年 3 月26日 平成28年 3 月25日
平成28年 3 月25日 平成29年 3 月31日
平成29年11月30日 令和元年12月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人宮崎大学基本規則第13条第3項の規定に基づき、宮崎大学多言語多文化教育研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、宮崎大学（以下「本学」という。）における多様な言語及び文化（以下「多言語多文化」という。）に関する教育及び研究を通じて、国際性豊かな人材を育成するとともに、その成果を還元することにより社会の発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 前条の目的を達成するため、センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 多言語多文化に関する教育及び研究に係る企画・立案に関すること。
- (2) 多言語多文化に関する授業科目の担当に関すること。
- (3) 多言語多文化に関する研究及び調査に関すること。
- (4) 多言語多文化に関する教育方法の改善、開発等の研究及び調査に関すること。
- (5) 多言語多文化に関する教育を担当する教員（兼任・兼任を含む。）の教育能力の開発・向上等に関すること。
- (6) 専門教育と連携した多言語多文化に関する教育のプログラムに関すること。
- (7) 多言語多文化に関する学内外の部署との連携による教育及び研究に関すること。
- (8) 海外留学語学プログラムの開発に関すること。
- (9) 留学生受入れに伴う日本語教育及び海外派遣学生に対する語学教育に関すること。
- (10) 海外の日本語教員の語学研修支援に関すること。
- (11) 海外教育研究施設との学術交流及び学生交流の推進支援に関すること。
- (12) その他センターに必要な事項

(部門)

第4条 センターに、前条の業務を行うため、次の部門を置く。

- (1) 英語部門
- (2) アジア・ヨーロッパ系部門
- (3) 日本語教育部門

(職員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 専任教員
- (5) 兼任教員

(6) その他必要な職員

(センター長)

第6条 センター長は、センター業務を統括する。

- 2 センター長は、宮崎大学センター管理運営委員会の議を経て、学長が任命する。
- 3 センター長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第7条 副センター長は、各部門の業務を統括する。

- 2 副センター長は、部門長の中から、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第8条 部門長は、当該部門の業務を掌理する。

- 2 各部門長は、本学専任教員の中から、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
- 3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第9条 専任教員は、第3条の業務を処理する。

- 2 専任教員の選考に係る事項については、別に定める。

(兼任教員)

第10条 兼任教員は、第3条の業務を補助する。

- 2 兼任教員は、各学部長及び学内共同教育研究施設の長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
- 3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第11条 センターの事業及び運営等に関する基本的事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(専任教員会議)

第12条 センターの運営に関する具体的事項を審議し、事業を円滑に推進するため、専任教員会議を置く。

- 2 専任教員会議の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第13条 センターの事務は、学生支援部基礎教育支援課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に委嘱される第 5 条第 1 号のセンター長は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、副学長（教育・学生担当）をもって充て、その任期は、第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この規則の施行後、最初に選出される第 5 条第 2 号、第 3 号及び第 5 号の職員の任期は、第 7 条第 3 項、第 8 条第 3 項及び第 10 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規則は、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。